

士別市森林吸収源対策推進計画



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIBETSU City

令和6年（2024年）3月



北海道士別市

目 次

第 1	計画策定の考え方	
1	計画策定の趣旨	P 1
2	計画の位置付け	P 1
3	計画期間等	P 2
第 2	森林吸収源対策の現状と課題	
1	森林による吸収	P 3
2	士別市の森林吸収を巡る現状と課題	P 4
第 3	計画の基本的な考え方	P 5
第 4	計画の目標等	
1	士別市のゼロカーボンシティに貢献する森林づくりのめざす姿	P 6
2	森林吸収量の目標	P 6
3	重点的な取組	P 7
第 5	計画の展開方向	
1	活力ある森林づくり	P 8
	（1）計画的な森林の整備	P 8
	（2）森林吸収量の算定対象森林の確保	P 9
	（3）効率的な施業の推進と人材の確保・確保	P 9
2	市民理解の促進	P 10
第 6	計画の推進等	
1	森林吸収源対策の役割	P 11

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

本市の面積の約74%を占める森林は、国土の保全や水源の涵養などの役割を果たすと同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化の防止に貢献しています。また、森林から産出される木材は、炭素を長期的に固定することに加えて、製造時等のエネルギー利用により化石燃料を代替することから、二酸化炭素の排出削減にも寄与しています。

国では、令和2年（2020年）10月、パリ協定に定める目標等を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年（2021年）6月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として規定するとともに、同年10月、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標を、平成25年度（2013年度）比で26%削減から46%削減に引き上げました。このうち、森林吸収量の目標は、平成25年度（2013年度）総排出量の2.7%に相当する約3,800万t-CO₂とされており、森林吸収源対策として、令和3年（2021年）6月に閣議決定した「森林・林業基本計画」に示された適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るための施策に総合的に取り組むこととしています。

北海道では、国に先駆けて2050年の「ゼロカーボン北海道」を宣言し、全国一豊かな森林に恵まれた優位性を活かし、森林吸収量の維持、増加に向けた森林吸収源対策のさらなる充実・強化を図るため、「北海道森林吸収源対策推進計画」を改正しました。

こうしたことを踏まえ、本市では、令和4年（2022）年2月22日に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」を未来に引き継ぐことができるよう取り組みを進め、「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」をめざしています。

本計画は、本市の森林資源の実情に応じた森林吸収量の維持・増加を図り、効果的に本市の「ゼロカーボンシティ」に貢献していくことを目的として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市における森林吸収源対策を総合的に推進するために策定するものです。

北海道森林吸収源対策推進計画に沿い、士別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図り、本市の地球温暖化対策に貢献します。

3 計画期間等

本計画は、北海道森林吸収源対策推進計画や、士別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図り、計画期間を令和 12 年度（2030 年度）までとします。

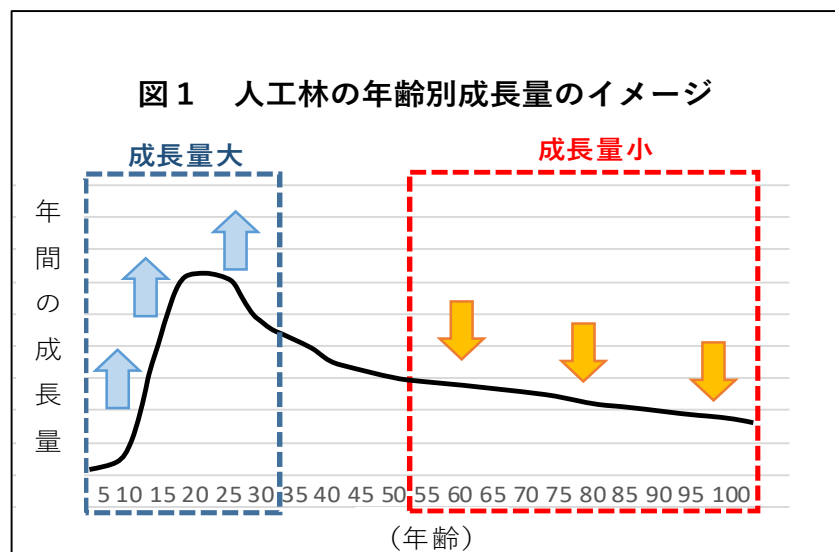
第2 森林吸収源対策の現状と課題

1 森林による吸収

森林を構成する樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。若い森林では、成長量が大きく二酸化炭素の吸収能力も高くなりますが、高齢化した森林になると、成長量が下がり吸収能力は低下していきます（図1）。

我が国では、国連気候変動枠組条約の締約国会議で定められた国際ルールに基づき、森林による二酸化炭素の吸収量を、森林を構成する樹木の体積の年間増加量から算定しており、吸収量の算定対象となる森林は、平成2年（1990年）以降に間伐や植林などが行われた人工林や、法令に基づき伐採や転用などが規制されている保安林などの天然林となっています。

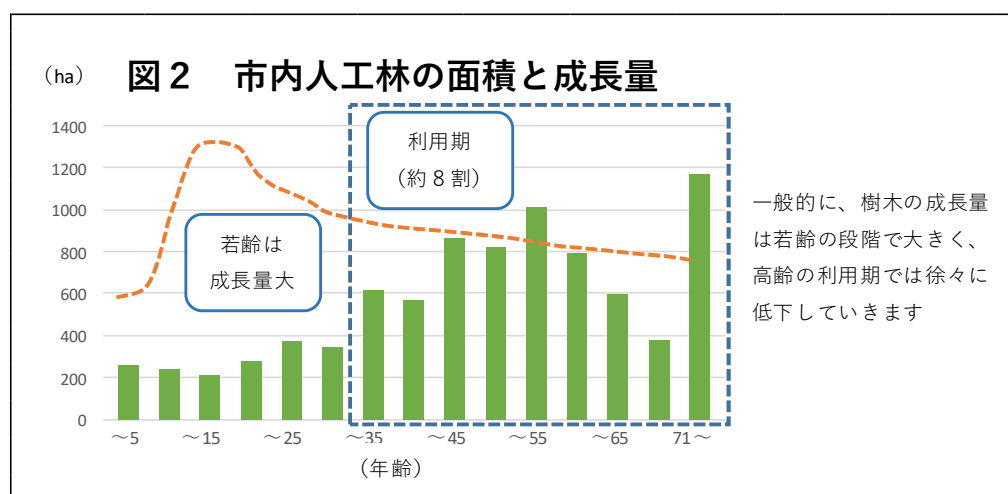
このため、森林吸収量の維持・増加を図るためには、成長に優れた樹木の植林を推進し、活力ある森林を育成するとともに、これまで間伐などの手入れが行われていない森林の整備を進め、吸収量算定の対象となる森林の増加を図ることが必要です。



2 士別市の森林吸収を巡る現状と課題

(1) 森林吸収量

エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がる本市の森林は、二酸化炭素の吸収などに重要な役割を果たしています。しかしながら、戦後に植林された森林の割合が多く、人工林はその約8割が利用期にある一方、高齢化が進んでおり、現状のまま推移すると、今後、カラマツやトドマツなどの人工林を中心に、成長量の低下による吸収量の減少が見込まれます（図2）。



(2) 森林の整備

人工林が利用期を迎え、伐採の増加が見込まれる中、本市では、森林吸収量の確保に向けて、伐採後の着実な植林や、適切な間伐の実施などを進めてきましたが、民有林の人工林の約3割にあたる約2,630haで間伐などが行われていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、森林吸収量の維持・増加に向けて、積極的に森林の若返りを図るとともに、間伐などの整備や、これらを担う人材の確保・育成、森林作業の省力化などに取り組むことが必要となっています。

第3 計画の基本的な考え方

地球温暖化対策の一層の強化が求められている中、本市では、人口減少や都市機能の維持、公共交通の確保など、さまざまな地域課題の解決を図るなかで、将来にわたって機能的で持続可能かつコンパクトなまちづくりを進めるとともに、脱炭素社会の実現を目指しています。

本市の豊富な森林資源を最大限に活かし、減少が見込まれている森林吸収量を維持し、増加を図るための対策が求められています。

このため、本市では、森林吸収源対策の現状や課題を踏まえ、成長力が高い活力のある森林の整備を重点的に進め、本市のゼロカーボンシティの実現に向けた森林づくりを着実に進めます。

第4 計画の目標等

本計画は、「北海道森林吸収源対策推進計画」及び、「士別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の計画期間と整合を図り、令和12年度（2030年度）の森林吸収量の目標を定めます。

1 ゼロカーボンシティに貢献する森林づくりのめざす姿

市民をはじめ、市内の企業や森林所有者及び林業事業者等と連携し、計画的な伐採と着実な植林や、二酸化炭素の吸収能力が高く成長性に優れたクリーンラーチの植栽の推進、手入れが行われていない森林の整備など活力ある森林づくりの推進による森林吸収量の一層の増加を図り、本市のゼロカーボンシティの達成に貢献します。

2 森林吸収量の目標

本市では戦後に植林された高齢化が進んだ森林が多いことから、現状のまま推移すると、成長量の低下による森林吸収量の減少が見込まれます。このため、令和元年度（2019年度）の森林吸収量を下回りますが、活力ある森林づくりを推進することで森林吸収量の減少を抑え、目標年である令和12年度（2030年度）の森林吸収量を次のとおり計画します。

区分	令和元年度（2019年度）実績	令和12年度（2030年度）目標
森林吸収量	143,472 t-CO ₂	133,231 t-CO ₂

【参考：民有林の人工林面積・森林吸収対象率】

区分	令和元年度（2019年度）実績	令和12年度（2030年度）目標
森林吸収対象面積	5,660 ha	6,218 ha
森林吸収非対象面積	2,630 ha	2,072 ha
森林吸収対象率	68%	75%

3 重点的な取組

森林吸収量の目標達成に向けて、次の2つの重点的な取組を推進します。

- 1 活力ある森林づくり
 - (1) 計画的な森林の整備
 - (2) 森林吸収量の算定対象森林の確保
 - (3) 効率的な施業の推進と人材の確保・育成
- 2 市民理解の促進

第5 計画の展開方向

「第4 計画の目標等」の「3 重点的な取組」に沿って、令和12年度までの計画の展開方向と、森林吸収源対策の具体的な施策を示します。

1 活力ある森林づくり

計画的な伐採と着実な植林や、手入れが行われていない森林の整備などによる、二酸化炭素の吸収能力が高い活力ある森林づくりを進めます。

(1) 計画的な森林の整備

計画的な伐採と着実な植林による森林の若返りを進めるため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

計画的な伐採と着実な植林の推進

利用期を迎えた人工林の積極的な若返りに向け、森林計画制度に基づく森林整備が適切に進むよう、森林所有者への支援など、関係者との連携・協力を進めます。

- ・伐採後の着実な植林が行われるよう、作業の省力化・低コスト化を進めつつ、森林所有者の負担を軽減します。
- ・計画的な伐採と着実な再植林を効率的に推進するため、森林所有者による森林経営計画の作成を支援します。

二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチの植栽の推進

- ・成長が早く二酸化炭素吸収能力に優れたクリーンラーチの植栽を推進します。

(2) 森林吸収量の算定対象森林の確保

平成2年(1990年)以降に間伐などの手入れが行われていない人工林の整備を進めるほか、森林吸収量の算定基礎となる森林資源の的確な把握を推進するため、次の施策を推進します。

【具体的な施策の展開】

手入れが行われていない森林の整備

所有者による適切な森林の経営・管理が行われず、森林吸収量の算定対象になっていない森林などについて、水源の涵養や地球温暖化の防止といった公益的機能の発揮を図るため、森林経営管理制度や森林環境譲与税などを活用した森林整備を進めます。

- ・北海道と上川管内市町村、関係団体などが参画する上川地域森林吸収源対策推進協議会において、森林吸収量の現状や課題、手入れが行われていない森林の所在などの情報の共有化を図ります。
- ・北海道や関係機関等が参画する「上川北部管内市町村森林整備計画実行管理チーム」の活動を通じ、森林経営計画の策定を支援するなど、手入れが行われていない森林の間伐など適切な森林整備を促進します。
- ・広葉樹と混交している針葉樹人工林において、必要に応じて間伐等を繰り返し、針広混交林化を図ります。

(3) 効率的な施業の推進と人材の確保・育成

高性能林業機械の導入が進んでいる本市の特性を踏まえ、森林施業の低コスト化や省力化の取り組みを促進し、効率的な施業の定着を推進します。

また、人口減少や高齢化が進む中、森林づくりを担う人材の確保・育成に努めます。

【具体的な施策の展開】

効率的な施業の定着

- ・森林環境譲与税などを活用した、高性能林業機械の導入による効率的な施業の定着を推進します。

人材の確保・育成

- ・森林環境譲与税などを活用した、市内的林業事業者における林業に係る担い手の確保及び高度な専門的知識を有する担い手の育成を支援します。

2 市民理解の促進

森林吸収源対策を着実に進めるためには、森林による二酸化炭素の吸収、固定や木材による炭素固定などに対する市民の理解が必要です。森林や木材に関する情報の発信など、市民理解を促進します。

【具体的な施策の展開】

森林や木材に関する情報の提供

- ・森林づくりなどの理解を深めるため、森林による二酸化炭素の吸収、固定や木材による炭素固定等について、市ホームページや広報等を通じ、市民に情報を発信します。

第6 計画の推進等

1 森林吸収源対策の役割

(1) 市民の役割

森林による二酸化炭素の吸収、固定や、木材利用による炭素固定などの森林吸収源への理解を深めながら、住宅や家具、日用品など暮らしの身近なところに木材を利用するなど、森林吸収源対策に取り組むよう努める必要があります。

(2) 森林所有者及び林業事業者の役割

活力ある森林づくりを進めるためには、森林所有者や林業事業者が森林吸収源対策を理解し、事業活動に取り組むことが求められます。森林所有者は、森林吸収量を確保することに配慮して森林づくりを進める必要があります。また、林業事業者は、森林による二酸化炭素の吸収、固定に配慮して事業活動を行うよう努める必要があります。

(3) 企業の役割

脱炭素化を企業経営に取り込む動きが進展している中、企業の森林吸収源対策への自主的な取組や国や地方公共団体が実施する施策への協力が求められています。森林による二酸化炭素の吸収、固定や、木材利用による炭素固定などの森林吸収源への理解を深め、従業員への環境教育を実施するなど、森林吸収源対策に取り組むよう努める必要があります。

(4) 市の役割

本計画の推進にあたり、市は、市民や森林所有者及び林業事業者、北海道等と連携し、森林経営管理制度や森林環境譲与税などを活用した森林整備などの森林吸収源対策を総合的に実施するとともに、市民への情報発信や活動促進の取り組みを推進します。